

宍粟市高齢者福祉計画・第9期宍粟市介護保険事業計画（案）
市議会意見に対する回答

意見	<p>第5章 介護事業等の体制</p> <p>P89 ⑭小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護</p> <p>「第9期計画においては新たな公募は予定していませんが、需要と事業者の参入状況を注視していきます。」とある。</p> <p>需要はあると考えられるため、事業者の公募を続けていくべきではないか。</p>
回答	<p>小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護は、利用者のサービスプラン作成から通所、訪問、宿泊の3種類のサービス提供を行う事業であり、住み慣れた地域での生活を支える介護サービスですが、福祉医療機構が実施した調査によると、全体の約40%が赤字経営にあると報告されています。市内においても以前は3事業所でサービス提供がありましたが、現在は1事業所のみとなっております。新たに施設整備を行う場合、一定の整備補助金の活用は可能ですが、運営するうえでは様々な要因から持続させる難しさがあるかと推察いたします。</p> <p>しかし、居宅介護支援事業所調査結果からも需要がないわけでもなく、「第9期計画においては、需要と事業者の参入意向等を注視し、必要に応じて公募を検討します。」と修正します。</p>

意見	<p>第6章 介護保険サービス事業費の見込みと介護保険料</p> <p>P104 (3)介護保険料算出の流れ ②調整交付金</p> <p>「調整交付金は、第1号被保険者の後期高齢者の割合や所得段階別割合による市町村間の格差を調整するために国から交付されます。第9期計画では、交付割合を3.98～4.76%と見込みます。」とある。</p> <p>調整交付金の交付割合の見込み幅が大きすぎる。年齢の高い区分の高齢者加入割合が全国平均よりも低いのかどうか、所得段階別の人数割合が全国平均よりも高いのかどうか、もう少し絞り込む必要があるのではないか。*全国平均（調整交付金5%）</p>
回答	<p>調整交付金については、介護保険事業計画を策定する中で、市町村等が国の提供する地域包括ケア「見える化」システムへデータを入力することで、交付割合の見込値を算出しています。</p> <p>ご意見のとおり、第1号被保険者から保険料を徴収するにあたり、保険料を決定するうえで影響が大きい調整交付金については、その割合を明確に表記すべきと考えますので、ご指摘部分につきましては、「第9期計画における交付割合は、令和6年度4.75%、令和7年度4.38%、令和8年度4.07%と見込みます。」と修正します。</p>

意見	<p>P104 ④保険料収納必要額の算出</p> <p>「調整交付金が5%を上回る場合は、上回る額を第1号被保険者負担相当額から減算し、5%を下回る場合は、下回る額を第1号被保険者負担相当額に加算する。」とある。</p> <p>本市の調整交付金の交付割合を仮に4.0%（3か年平均）と推計した場合、5%との差1.0%分は第1号被保険者の負担割合に加算されることになる。第8期保険料が高い中で、さらに第1号被保険者の負担割合に加算されるのはどうかと考えるため、介護保険事業基金の活用を検討されたい。</p>
回答	<p>介護保険法第129条に規定する第1号被保険者の介護保険料徴収においては、市が策定する介護保険事業計画に定める介護給付等対象サービスの見込量等に基づいて算定した保険給付に要する費用及び地域支援事業に要する費用を、第1号被保険者の所得の分布状況及びその見通し並びに国庫負担等の額等に照らし、おおむね向こう三年間を通じて財政の均衡を保つことができるものでなければならないものとなっております。</p> <p>令和6年度から令和8年度を計画期間とする第9期宍粟市介護保険事業計画策定にあたり、介護保険給付費等を見込むなかで、第1号被保険者における保険料収納必要額を算出するとともに、現在保有する介護保険事業基金保有額のうち約80%を取り崩すことで保険料の負担軽減を図ることとしております。</p> <p>しかしながら、令和6年4月からの介護保険制度においては、介護保険法施行令の一部改正が示され、保険料段階について第1号被保険者間での所得再配分機能を強化（標準段階を13段階とする多段階化、高所得者の標準乗率の引上げ、低所得者の標準乗率の引下げ等）することにより、低所得者の保険料上昇を抑制することとされております。そのため、結果として基金の大半を取り崩しても、保険料段階によっては保険料が高くなる段階もあることにはご理解を賜りたいと考えております。</p>

意見	<p>P106 (5)所得段階別保険料</p> <p>「宍粟市では第8期計画において、11段階の設定を行っていたが、国は第9期計画で、標準段階である9段階から13段階へと増やしている。」とある。</p> <p>宍粟市第9期計画において、11段階から13段階への設定を行うとしているが、第1号被保険者の保険料について、所得段階が高い方の割合が高ければ保険料の負担能力も高いと考えられ、調整交付金が少なくなるのではないかと危惧する。第1号被保険者にとって13段階は不利にならないか。</p>
回答	<p>介護保険法施行令において、標準段階を13段階とすることが規定され、各市町村における保険料段階の設定は必ず13段階以上とする必要があるため、不利となることはないものと考えております。</p>